

発行:太田市農業委員会

制定:2011.10.1

第1版

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う

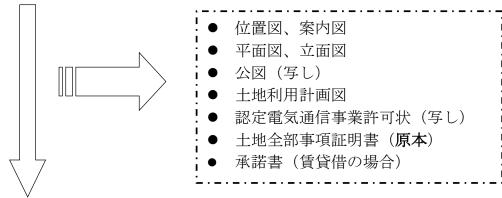
## 農地転用の届出及び工事着手説明書

携帯中継基地等の設置について、電気通信事業者より相談があった場合は、 以下の事項を説明すること。

① 農業政策課で農用地内外(青・白)の確認をする。

※農用地内(青地)に設置する場合は、除外申請させる(申請については、事後でもよい)。

- ② 農業委員会へ「事業計画書」(別紙1)を提出する。
  - ※ 添付書類は、次のとおり



- ③ 現地調査及び協議後、回答書を交付する。
- ④ 電気通信事業者は、回答(承認)書を受理後、工事着工となる。
- ※「事業計画書」提出後、回答までの期間は約2週間みてください。